

助成金制度について

当協会に関連する助成金になります。詳細については下記へ問合せ願います。

当協会で開催する下記技能講習については条件により助成金を利用できる場合がございます。

【科目】

・ガス溶接 ・小型移動式クレーン ・高所作業車運転 ・玉掛け ・車両系建設機械運転

【支給対象となる事業主の条件】

1. 中小建設事業主であること。
2. 資本金若しくは資質総額3億円以下、又は常用労働者数300人以下のこと。
3. 雇用保険率が1,000分の13.5又は15.5の事業所
4. 雇用する建設労働者に技能実習等を1日3時間以上所定労働時間内に受講させ、その期間、所定労働時間労働した場合の通常の賃金以上の額の賃金を支払うこと。
5. 労働保険料の滞納や雇用保険三事業に係る助成金の不正受給(過去3年間)がないこと。

問合せ先

 [各都道府県労働局\(ハローワーク\)](#)

。